

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正の内容

一 二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備を特定無線設備とすること。
(第二条関係)

二 その他規定の整備をすること。

第二 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。

二 所要の経過措置を設けること。